

第 1 8 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 6 年 9 月 1 7 日 (金) 午後 3 時 ~ 午後 4 時 4 4 分

【場 所】 すこやかセンター伊野大会議室

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 讓	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	(欠席) 佐藤廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	岡田 桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	森木 香帆	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	(欠席) 岡林弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

傍聴人

2 人 (うち報道関係 2 人)

【 1 開会 午後 3 時】

本山事務局長：第 18 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：合併という会議の前ですが、先日新聞紙上を騒がしました、私の選挙事務所の件につきましては、皆様方にまずはお詫び申し上げます。議会でも答弁させていただきましたが、誤りは誤りで訂正すべきであるといった考えの元、その方向でいっております。今日は、第 18 回合併協議会ということで、本当に長い間でしたが、あっという間に最後の合併協議会となりました。先ほども委員さんとお話をさせて頂いておりましたが、お互いの村を思いやり、尊重し合った委員さんの発言の中で、県内トップバッターとしてスムーズな合併に入れたのではないかと思います。合併したあとにつきましても、県内のモデル的な合併のケースとして、先駆的な役割は果たしていかなくてはならないと思っております。この合併協議会で皆さん方から多くのご意見を頂き、ご審議を頂き、まとめあげてきました新町建設計画やいろんな課題につきまして、合併後におきましても、新しい町の組織の中で、ひとつひとつ課題解決に向けて取り組んで参りたいと考えております。こうして挨拶しますと閉会の挨拶のようになりますが、閉会の挨拶は、吾北の村長さんにやって頂くと前回お約束していますので、少し言わせて頂きました。今日は、最後の協議事項がございます。それから開庁式のセレモニーの事務的な打ち合わせもやらさせていただきますので、本当に 18 回、最後の最後ですが慎重審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶をさせていただきます。

(国保税の税率についての補足説明)

会長：議題に先だちまして、前回協議会の報告事項の内「報告第 19 号 調整方針が合併時となっている項目について」の中で、^{そがべよしはる}曾我部義晴委員からご質問がありました国保税の税率の件につきまして、前回資料が整っておりませんでしたので、今回補足説明をさせていただきます。事務局からの説明を求めます。

氏原次長：前回、国保税のご質問の中で、税率の算定の基礎、そしてそれぞれの所得割、資産割、均等割、平等割それぞれの内訳何パーセントかというご質問に対して、お答えする。

まず、税率の算定については、16 年度の伊野町の国保税に基づいて新町の税率を設定している。それと、所得割 (7.8%)、資産割 (23%)、均等割 (23,500 円)、平等割 (19,000 円) の割合は、所得割が 40.12%、資産割が 8.65%、均等割が 35.14%、平等割が 16.09%、所得割・資産割の応能割が 48.77%、均等割・平等割の応益割が 51.23% ということで、応益割が 45 ないし 55 の範囲内に設定されているということで 7 割、5 割、2 割の軽減となっている。

会長：事務局の説明に対して何かご質問はないか問う。

曾我部義晴：了解

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：会議録署名委員の指名を行う。

筒井静一君、中平一三君を指名し、よろしく願います。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、39名中現在37名で、土居委員が少し遅れて来るとの報告があつている。委員の過半数以上の皆様に出席していただいております、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

議長：皆さまのお手元に資料をお配りさせていただいているが、本日の議題に「報告第25号 合併に伴う給料の調整について」を追加してご報告させていただきたい。

なお、この報告事項については、お手元の議事次第書の順序を変更し、「報告事項第24号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について」を議事の最後にし、「報告第22号、23号、25号、24号」の順に議事進行して参りたいと思うが、ご異議ないか問う。

（異議なしの場合）

議長：異議なしと認め、議事次第の順序を変更して議事進行を進めていくので、よろしく願います。

《報告事項》

議長：報告第22号 いの町における公平委員会の事務についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

土居内計画班長：公平委員会に関しては、地方公務員法第7条第3項の中に「人口15万人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。」と規定されている。公平委員会の具体の事務については、2の(1)に記載するとおり、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置を執ること」そして「職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること」など地方公務員法に規定される事務を行うこととされている。その事務については、地方公務員法第7条第4項により「議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができる。」と規定されている。現在、伊野町、吾北村、本川村とも、高知県に公平委員会の事務を委託しているが、県内の自治体では、高知市を除く52の市町村や45の一部事務組合が高知県のほうに事務委託している。

委託に際しての手続きについては、委託をする市町村等の長と委託を受ける知事との間で、それぞれの議会の議決を経て定める規約により、公平委員会の事務を委託処理することとなる。また、委託する効果としては、委託を受けた地方公共団体

の人事委員会が当該事務を自己の事務とあわせて自己の名において一体的に管理執行することとなる。

公平委員会は、不利益処分に対する不服申し立て等の事務を担っているなどの性質上から、空白期間をおくことができないため、合併後の新しい町において、公平委員会の事務の委託を行う場合は、合併の日に職務執行者の専決処分により、規約を定めておくことが必要となる。

いの町における公平委員会の事務については、現在、3町村において高知県に委託している公平委員会の事務に関して、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃止し、いの町において合併の日に、現行の事務委託の内容、これは、資料4ページに案を添付しているが、これにより高知県に委託するよう考えている。

事務手続きに関しては、既に、3町村の6月議会で公平委員会の事務委託の廃止について議決を得ている。これは、3町村の委託をしている事務について9月30日の付けで廃止するという内容ですが、廃止の議決を得ているので、今後の手続きについては、本日の協議を受けて、県に対して、いの町の公平委員会の事務の委託についての事前協議、県議会において事務の委託を受けることに関する議案の議決、そして、10月1日に、職務執行者による公平委員会の事務委託の専決処分などの一連の事務処理を行い事務委託の手続きを完了することになる。

以上、新しい町の公平委員会の事務について、高知県に委託することに関して、報告させて頂いた。ご協議をお願いします。

議長：事務局の報告に対して何かご質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「いの町における公平委員会の事務について」の報告を終了する旨宣告する。

議長：報告第23号 調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

天野推進班長：協定項目11 特別職の身分の取扱い（その他非常勤の特別職の職員）について、6～9ページのこの項目については、第8回の協議会においてご協議いただいた調整方針に沿って、その後の調整を行っている。

調整方針にあるとおり「現に3町村で設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合」し、例えば、6ページの総務関係の多数の委員さんについては、例規の調整もでき、合併時に統合することとなっている。

また、「1～2町村のみに設置されているものは、新町において速やかに調整する」ということになっており、町政顧問さんや、個人情報保護審査会委員さん等については、現行のとおり引き継ぐこととした。

申し訳ないが、6ページの下から3段目、振興計画審議会についての内容が空欄になっている部分は、「合併時統合」なので、お書き添え願う。統合し、20名以内で組織するように調整している。

また、順に見ていただいて、合併後は必要性の薄れるもの、別の組織に統合されたりし、廃止となったものもあるが、大部分は引き継ぐ形となっており、人数の調整がついているものについても、可能な限り記入している。

9ページの5段目、体育指導委員さんについては、「現行のとおり引き継ぎ、平成17年度統合」となっている。

最後に訂正で、9ページ最後の3段が、「合併時統合」となっているが、「合併時廃止」の間違いであるので、申し訳ないが訂正をお願いする。

続いて、10～13ページにかけては、協定項目17 各種団体への補助金、交付金の取扱いについて掲載している。

調整方針にもあるとおり、補助金等については、基本的に統一されるべきものなので、その方向で関係団体の皆さんとの調整を進めているところであるが、平成16年度においては、1年間を通じて補助金を交付する事を前提に、各種団体の事業計画が立てられていることから、平成17年度からの統合、という調整が多くなっている。

次に、14ページから、協定項目23 各種事務事業の取扱いにかかる各項目について掲載している。今、現在も各担当者間で調整作業を進めておる最中で、表の見出しにある、「具体的調整内容」には至らず、経過報告のような形のものも含まれていることを、ご了承願いたい。

まず、各種福祉制度の取扱いについて、27項目あげている。

(19) 訪問理美容サービス事業については、事業者である理美容協会との協議が終わってないので、関連する例規も暫定扱いとしている。

また、(31) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業のように、福祉事業については、社会福祉協議会に委託をしているものも多く、皆さんもご存じのとおり、自治体と同じ来月10月1日には、3町村の社会福祉協議会も合併し、新町社協としてスタートをするが、平成16年度中は、これまでの事業を引き継ぐ形となる。第8回協議会の際に、詳細はあげさせていただいているので、個々の事業についての説明は省かせていただくが、これまで3町村がいろいろな事業を、いろいろな形で委託しているので、中には似通ったものを統合したり、同じ事業でも単価の違いがあるものを統一したり、と細かな調整も必要だが、なるべく早い時期に、新町として整合性のとれた事業委託の形をつくれるよう調整中である。

15ページ中段下の(82) 心身障害児福祉年金事業は、平成17年度より吾北・本川地区の方にも適用される事になっている。このように、早くに調整のつきました項目については、先日3町村の全世帯に配布をした、「によぞうさんの“いの町” 暮らしのお助けBOOK 保存版」にも掲載をし、広報にも努めるようにしているので、委員の皆さんにおかれても、ぜひご活用くださるようお願いする。

16ページ中段からは、保健衛生関係事業の取扱いについて掲載している。結核予防事業については、法の改正があったことから、合併に関わらず調整されている点も含まれているようである。

16ページ下段から18ページにかけて、第9回の協議会でご協議いただいた、学校教育・社会教育関係の取扱いについて掲載をしている。17ページ中段にあるように幼稚園授業料は、例規との調整もはかり、来年度から統一される事になっているが、他の項目にあるように、細かな調整は現在も進行中のものが多くなっている。18ページの社会教育関係団体の補助金については、先ほどの協定項目17 各種団体への補助金、交付金の取扱いとも関連するが、補助金が統合されるにあたって、基準等、より細かな調整が今後なされていくことになる。

議長：事務局の報告に対して何かご質問はないか問う。

浜田孝介：今日が最後なので、これまでのように個別に事務局へ行って質問したり、議

論をすることができないので、今日はいっぱい質問したいと思っているが、できるだけ早く終わりたいので、端折っていく。何回も申すようだが、合併の主目的というのは、合併することによって行財政全般の合理化、効率化を図るということである。その結果、人、物、金をスリム化して、しかし、スリム化しても大幅な行政サービスの低下をきたさないように、いい地方自治体を構築するというのが目的で、我々もその任務の一つを背負ってきたというふうに思っている。そういう観点から質問をいくつかさせていただきます。

6ページの「振興計画審議会」の人数だが、これは過去何回目かで、一応基本的にはこういう考え方でいきますというご説明を受けている。しかし、その時も合併のねらいに沿った形で検討していくということになっているので、ちょっとお聞きするが、振興計画審議会は次のページの吾北、本川の総合計画審議会と一緒にしているが、単に人数を横滑りして、以内ということを書いてあるが、こういうものについては今後全体で見えていくのだから、単純に頭数を足すということではなしに、やはり適材適所の方を集めて、もっと少ない人数で対処できるのでないかと、そういう観点からの検討はされたのか、されなかったのか、どういうことで、20名以内という方向性が出てきたのかお聞かせいただきたいと思う。

同様に、6ページの一番下の「町営住宅入居者選考委員会委員」これはたいした頭数ではないが、実は私がこれの委員になっているが、これは7人もいららないと思う。そういう実態を踏まえての議論はなかったかどうか。こうやって7人にしたということがあればご説明いただきたい。

7ページ、住民福祉関係の4行目辺りから障害者について「身体障害者相談員2名」「知的障害者相談員1名」とあるが、今、障害者というのは知的、身体、精神という3分野に分けて対処しているが、「精神障害者相談員」というのを検討されなかったのか、なんでこれが入ってないのか、非常に私は奇異に思う。何かの項で精神障害についてご指摘をさせていただいたと思うが、障害者という場合には、法的にはだいぶ遅れたが、ほぼ同等の扱いに法体系の中に入ってきた。それだけ必要性があるということで法体系の中に入っているのだから、精神障害者に対するこういう考え方が、なかったのかどうかその辺をご説明いただきたいと思う。

これは私の勉強不足かもわからないが、7ページの住民福祉関係で、一番下に「保育園管理医」というのが7名、それから2つ上に「保育園医」というのがあるが、これは内容的に同じものかどうか、ご説明願いたい。

8ページの農林業関係のところの「ギャラリーコパ運営委員会委員」「和紙の商家運営協議会委員」「紙の博物館運営委員会委員」とそれぞれあるが、内容的には紙を中心としたいろいろのものの運営をしていくということで、これは一体化して整合性のある運営をするようなことを考えたらいいんじゃないかと、私は常々思っているが、そういう検討はなかったのかどうか、もちろん統合するということはスリム化を図るということであるので、委員の数も単純に増やすというのではなしに、スリム化できるところはスリム化していくということである。そういうご検討はされなかったのかどうかお教えてください。少なくともギャラリーコパの運営委員会委員に7人、いろいろ考えてくれていると思うが、あの程度ということであれば、もっと他のものと一体になって整合性を持った運営ができるように考えたらいいと常々思っているが、そういう検討はなされなかったのかどうかお尋ねする。

「中山間地域等直接支払制度基準検討委員会」これは合併後統合するということであるが、伊野も本川もこの制度自身はやっているのだが、こういう委員は確かいなかったのじゃないかと思うが、この19名というのは、何で19名必要なのか。確かこの制度は3年ぐらい前にできた制度で、地域にとっては非常に重要な制度であるというふうに思っているが、おそらく来年もこの制度は続くので、必要なことは必要だとは思うのだが、なぜ19名になったのかよくわからないので、ご説明いただきたい。

8ページ、教育関係「社会教育指導員」これは1名なんだけれども、これは1名でおくということになったのか、社会教育というのはこれから非常に必要になってくると私は思っているが、こういう時に是非増員すべきは増員すべきじゃないかという考えを持っているが、増員をしてみるという検討はなかったのか、お尋ねする。

9ページ「体育指導委員」、これは現在の伊野町が14、吾北村が10、本川村が7ということになっているが、これを20人以内にするということになっている。私は、スタッフ部門、いわゆる審議会とか委員会委員とかのスリム化はかなりできるのでスリム化したらいいと思う。しかし、指導員とかいう実際にラインを担う部門については、これを縮小してその効果が上がるかなあと、サービスが低下しないかなあという危惧の念を非常に持つわけだが、その辺は合計すると今31人を20人以内に削減するということは大丈夫か不安を感じるのでお答えいただきたいと思う。

先ほど保育所のところでお聞きしたのでわかるが、ここでも「学校医」と「学校管理医」の違いがわからないが、まさにこれなどはライン要員なので必要なものは置かないかと思う。だから効率化するのではなしに、おくべきラインの要員だと思うが、この辺お聞かせいただきたいと思う。

それから、小中学校薬剤師4名あるが、これは私も勉強不足で申し訳ないが、保育所とか、幼稚園には薬剤師はおく必要はないのか。それをお教えいただきたいと思う。

「のぞみ教室運営委員会委員」は、伊野町が22名内となっているが、新町では27名以内となっているのは、どういう関係でそうなっているのか。これは運営委員であるので私に言わせたらスタッフ部門に属すると理解しているが、そうすることでできるだけ効率化が図れる分野ではないかと思って質問をしているが、27人以内というふうに増えるのはどうしてか。

まず、ここまでお答えをいただいております。

岡林総務課長（伊野町）：6ページの「振興計画審議会委員」と「住宅入居者選考委員会委員」について、振興計画の委員については、地域審議会を置かないということで3町村の振興計画をたてるわけだが、それでやはり多くの方がいるということで、伊野町10名、吾北村5名、本川村5名ということで、20名以内ということで決定をされたものである。

町営住宅の入居者選考委員会委員については、委員の構成割りが県の職員が2名、町議会議員が2名、学識経験者が3名ということで、これ以上減らしようがないのではないかとということで決定をされた。

議長：7ページの身体、知的、精神は、浜田委員の言われるとおりであって、現在、伊野町に精神障害者の相談員が設置されていないということから、この表からは抜か

っているということで理解をしていただきたいと思います。これは言われるとおり大事な3障であるので、これは今後精神障害者相談員は作っていかねばいけないということで、この時点では間に合わなかったということでご理解をお願いしたいと思います。

浜田孝介：それはそれで理解をするが、こんな大事なことをこの時点で抜かっていたというのは、やはりちょっと怠慢じゃなかったかと思う。私は、精神障害については、協議会でも2回ぐらい強調した記憶があるので、その時も3障害ですと、そこは重視しますと言って、一部手直ししてくれたところがある。そういうことがあるので、大事なものは、特にこういう弱者に対する制度というのはしっかりしたビジョンというか、姿勢を持って是非進めていきたいと思う。今後、我々も議会人としてもそういうのを決めていく場になると思うが、そういう形で新しい町に望む姿勢が是非欲しかったと、改めてちょっと強調しておく。

議長：保育園医と保育園管理医の違いの説明を事務局に説明を求める。

氏原事務局次長：この違いというのは事務局の方でも十分把握しきっておられない部分があり、ご説明をいたしかねる部分もあるが、「保育園医」は福祉法で定められて設置しなければならないという医師であるとお聞きした。ただ、「保育園管理医」については、伊野町のみということで、中味については保育園医と同じ人が、法で定められた部分とそれ以外の部分で医師にかかっているということで、そちらの定めを2つしておるといふふうに聞いている。

8ページの農林業関係の件であるが、「ギャラリーコパ運営委員」「和紙の商家運営協議会委員」「紙の博物館運営委員会委員」、これはそれぞれ設管条例があって、その中で施行規則等でそういった会を持つというふうに既に規定されており、その条例および規則は引き継ぐという形にしているので、この委員についても現行のとおり引き継いでいくという協議をされている。

浜田孝介：それが整合性を持たして一体化するのがいいということになれば、議会サイドで条例を変えていけばいいというか、変えていかないとできないという理解でよいですね。

氏原事務局次長：中山間の吾北6人ということで、ここへ記載漏れで伊野町にもおり、本川村にも現在設置されており、その両方の委員さんを足したら19名ということで、申し訳ないが、その内訳が手元にない。

筒井総務課長（吾北村）：8ページの「社会教育指導委員」については、伊野町だけ1人で吾北、本川にはいないが、過去には吾北、本川にもいた。もともとは国の補助事業の中で実施をされていたが、国が零細補助の切り捨てということで、補助がなくなり、その結果、置くのをやめたというのが現状である。

浜田孝介：現状はわかるが、社会教育というのは学校教育と並んで、2つの日本の教育体系の大きな柱であるから、それは必要だけでもどうにもならないという議論をしたのか、単に補助事業で切られたからやめたという、そんな単純なものなのか、そういう議論をされたかどうか、それを知りたい。

筒井総務課長（吾北村）：この中で増員とかいう議論ではなくて、現状のままでということで、必要性は議論をしているが、増員については議論はしていない。

氏原事務局次長：9ページ「体育指導員」の件だが、一応16年度はそれぞれ3町村の人数で運営をしていく。体育指導員の会を開いて、協議をして、17年度からは2

0人以内ということで決定されている。その次の薬剤師の関係だが、そこまで協議をしていないので、今のところわかりかねる。のぞみ教室の運営委員は私の方の資料の記載ミスであるか確認をとっているので、後ほどお答えする。

浜田孝介：校医と管理医の違いは、法制上そうなっていると思うが、そうすると小中学校についても伊野の場合、校医6人、小中学校管理医6人、これは同じ医師がなっているというふうに理解していたらよいか。

氏原事務局次長：そういうふうに聞いている。

浜田孝介：引き続き質問したいがよろしいか問う。

調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容という10ページからの項目について、いろいろお聞かせさせていただく。補助金関係への考え方だと思うが、現伊野町の町単独の補助金は基本的には膨張に歯止めがかからない状態が続いている。15年度は1億500万円の実績で130ぐらいの団体だったと思うが、それに補助金が出ているというような実績である。やはり、こういう緊縮財政に向う中で抜本的に見直す時期にきているのではないかと私は思う。当然のことながら行政は規律ある緊縮財政方針をとらなければいけないし、住民もまた従来どおりの行政へのおねだりとか、ぶら下がりというのは今後許されないと私は思っている。そういう面から少し質問をさせていただく。

基本的には外部識者を交えた審議会でも作って、具体的に補助の項目、後ほど出てくる補助金の考え方、金額の考え方、両方とも検討すべき時期に来ているのではないかと、まさに合併というのはその絶好のチャンスではないかというふうに思う。

これも勉強不足で申し訳ないが、総務関係で「納税組合助成金」、これは納税組合の重要任務というのはまだあるかどうかかわからないので、どうなっているかお聞かせいただきたいと思う。その下の「自衛隊父兄会補助金」、これはごく一部の受益者機関だと思うが、これに対しても当面は現行のとおり引き継ぐということになっているが、この辺の今後どうするのかというのは議論にならなかったのか。これに限らず、ごく一部の受益者機関に対する補助をどうするかということなんかは、協議会の事務局で、話題にならなかったのか、事務局でやったとしても当然小委員会なんかで、現場の課長さんが出てきて議論するわけなのでなかなか難しいと思うけれども、合併の一つのチャンスなので、これがいいとか悪いとかではなしに、そういう考え方はして検討はしなかったのか、この件のみではなしに、例えばこの件のような類似のものはどうだったのかお聞かせいただきたい。

区長連合会と区長連合会研修補助金というのは、これは一体化はできないのか、実際には一体化しているのか、よく分からないが、補助金を出してその中で2年に1回行くというような、別々の項目であるのがよく分からない。そういう後論はなされたのかお尋ねする。

それからこれも勉強不足で申し訳ないが、民生関係の更生保護婦人会、これは私の認識不足かも分からないが、これはまだ、歴史的使命を持っているか問う。

11ページ「農業年金友の会補助金」というのがあるが、これもごく一部の受益者機関への補助というような考え方は間違いか。もしそうであれば今後見直していくべき問題じゃないかと思うが、現行どおりに引き継ぐという考えになっているが、議論はされたのか。

「生活改善グループ活動補助金」があるが、これは必要だろうと思うが、農林水

産関係だけに限らず、町全体の生活改善活動という、そういう事項に総合して、補助事業に活動をしてもらうというようなことは、検討されなかったのか、あくまでも農林水産関係という限定で考えて、それ以外のことはお考えにならなかったのかどうか問う。私はぜひそこまでひっくるめてこういうものは考えるべきだと思うので質問をするところである。

12ページ、「伊野町製紙工業会補助金」「高知県製紙工業会補助金」「高知県手すき和紙協同組合補助金」、個別の補助事項が出て、それぞれの団体に補助しているが、これは伊野町の主要産業に関係するものなので逆にいえば、この3つを一体にして整合ある調整発展を図っていくというのがいいんじゃないかと、そういう意味では統合できるものは統合していくべきでないかと思うが、そういう議論はされなかったのか。補助金というのは、受ける団体ごとの申請なのだが、そういう観点で整理する必要もあるのではないかというふうに思うので質問をする。

「校長会補助金」「教頭会補助金」は統合するというので、まさにこういうことなのである。できることをどんどんやっていくべきだと思う。そういう意味からすると「高岡高校定時制教育振興会補助金」「東工業定時制」があるが、こういう学校別の補助金項目を作っていくかなくはいけないものか、同じ定時制の教育振興を図るということであれば学校別ではなしに、3つであろうが4つであろうと一緒にして定時制教育振興会ということ、そこに補助金を出してそれぞれ個別の学校が、その中で有効に効率的に活用するというのがあるべき姿ではないかと思うが、そういう検討はされなかったかお聞かせ願う。

13ページ、私が誤解をしているかもわからないが、「伝統文化保存振興」の問題だが、これもそれぞれ事業ごとじゃなしに、まさに伝統文化の保存と振興に対して、全体として行事を補助していくという考え方はやはり無理だろうか。そういう検討はされたかされなかったか、あるいは個別にする必要があるということであれば、そのようにご説明をいただきたいと思う。

14ページにかかり、来年介護保険制度の大幅な見直しをする年になっている。おそらくそう決まるのではないかと思うが、要支援者と介護1の認定を受けた人については、原則として訪問介護サービスはせずに、筋肉トレーニング等の予防給付というのを新しく作ってやるという方向になっているが、当然それができると今伊野町でやっているこのようなものは、当然そっちへ大部分が移っていくと思うが、そういう制度ができて認定を受けていない人に対してそういう予防の施策が必要なのでいくらか残して行くというようなことを検討されたのか、介護保険のことは念頭におかず、とにかくいいことだから続けていくということなのか、その辺をご説明いただきたい。それから(21)のアクティビティ・痴呆介護教室、これについては具体的調整内容の方で平成17年度中に新町全体に拡大して実施するかどうか事業の方向性を決めるというように書いてあるが、今後増加する痴呆対策というのは大変なので、痴呆の問題に対するニーズが非常に高まってくると思う。そうするとこういう痴呆介護教室というのは実施する方向で考えるというくらいの姿勢があるべきだと思うが、ここで見ると実施するかどうか事業の方向性を決めるというように書いてあるが、その辺の決意はどうかをお尋ねしておく。

これが最後のお聞きできる機会なので、非常にたくさん聞いたがよろしくご説明願いたい。

長崎 謙：会の進行上、1問1答のような形式ではやらずに、全部一括で進めていくべきだと思う。

議長：わかりました。担当から順次答えを求める。

氏原事務局次長：補助金の関係のご質問にお答えする。それぞれ協議をなされたのかという部分であるが、単独の分についてはそれぞれやはり担当部署等々と協議をして一応基本的に現行のとおり引き継ぐという項目をつけているが、これは何年引き続いてやるのかといったところまで協議をしている。その中で、やはり財政との調整もしていかなければいけないのではないかと、先ほど委員が言われたように統合、そして経費削減といったようなところでも協議をしている。そういったことで、例えば個々には具体的には覚えていない所もあるが、全体的に削減する方向で検討すべきではないかということは協議している。しかし、現在こういったものについては必要性があるということで、これについては当面引き継いでもらいたいというものについては、現行のとおり引き継ぐと、明らかに必要ないとか、似通った補助金のものであれば統合すると、しかし統合するにしても調整方針の のところにあるように「補助金等の目的を明確化し、均衡を保つように合併後調整する。」という部分について、それぞれ協議している。個々にはお答えできない部分もあるが、全体的には全て協議をして修正云々まで話し合っていることを回答とさせていただきたいというふうに考えている。

議長：補助金以外には、全てお答えしたか問う。

天野推進班員：具体的な調整内容だが、14ページからの各種事務事業の方の調整内容については、主に介護保険制度のことをおっしゃられていたが、全体として、各担当で調整作業を行っており、それに事務局の方が個々には入って調整はしていないので、細かいことについては分かりかねる部分があるが、事業の実施については、吾北、本川の場所の問題であるとか、人員配置にもよるので担当としてはやりたい方向でいっていても、お約束ができない部分についてちょっとぼやかした表現になっている部分もあるが、現場の方に浜田委員のご意見もお伝えしておきたいと思うので、ご了承願う。確実に決まったことではないのでこういう書き方になっていることをお詫びする。

議長：浜田委員よろしいか。

浜田孝介：わかりましたし、今後我々が取り組まなければいけない問題だと思う。ただ、必要性があるからやるということだとは思いますが、更生保護婦人会への補助金は、やはりニーズがあるのか問う。あるいは、納税組合の補助金というのは、まだニーズがあるというふうに議論されたのであろうか。

筒井総務課長(吾北村)：納税組合は、以前からずっと議論をしておるところで、合併協議の中でも、もちろん議論をした。その結果、基本的には無くす方向だが、ただ、納税組合としての事務があるので、その事務に対する単なる事務補助というのは継続していこうということでこういう形を出している。ただ、現実問題としては、事務費補助金といってもほとんど支出が無いというのが現状である。

議長：午後4時4分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後4時15分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：事務局に答弁をお願いする。

岡林総務課長(伊野町)：浜田委員の更生保護婦人会の補助金の関係であるが、これについては、伊野町のみあって、県下で言うと大きな市町のみはこの会があるようである。国から委嘱されている保護司さんの女性版というような形で、町で独自に作っており、社明運動であるとか、そういう保護司さんへ協力した活動を行っていて、これはやはりこれからも継続していくということで補助金を支出するようになっているようである。

議長：浜田委員よろしいか問う。

浜田孝介：了承。

議長：他に質問はないか問う。

曾我部義晴：6ページの総務関係、投票立会人のことだが、公職選挙法の第38条第1項では、投票立会人は2名以上5名以内になっているが、伊野町を見てみると22の投票所があって立会人が51人ということで、それぞれ投票所によって立会人が違うわけだが、吾北村を見てみると投票所が22箇所の44人ということは、立会人が2人ということで、本川村が5箇所で15人ということで、1箇所で3人ということになっているが、本川村を見た場合、有権者数が本当に少なくなっておるが、選挙事務に携わる人数は多い。この表の右欄を見ると、投票立会人の数が105人となっているが、本川村を10名にして105人になっているのかどうか問う。

岡林総務課長(伊野町)：これにつきましては、本川村を2名にするということで、現状よりも5名減した数字になっている。左側が現況で、右側が新町である。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「調整方針が合併後となっている項目についての具体的な調整内容について」の報告を終了する旨宣告する。

議長：報告第25号 合併に伴う給料の調整ついてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

土居内計画班長：本日追加でお配りさせていただいた資料の方をご覧いただきたい。職員の給料に関しては、協定項目第9号で一般職の職員の身分の取り扱いの協議事項の中において、職員の給料は、処遇及び給与の適正化の観点から統一するよう調整する。なお、現給保障するというふうに調整されている。この調整方針に従い、今回具体の調整方針について定めたのでご報告をさせていただくものである。

3町村間においては、給料制度、そして運用などの相違があり、このままでは合併後に同一経歴を有する職員間に給料の格差を生じることになる。このため年齢ごとの給料モデルを作成し、モデルと現行給料との間に格差がある場合は、現給保障を基本に、将来に向けて所要の調整措置を講ずるということで考えている。

2の基本方針として、行政職務については3町村とも同一の給料表を適用していることから、合併後も同じ8級制の給料表を適用する。また、技能職については、3町村とも独自の給料表を作成し、適用していることから相違があるので、合併後においては6級制の給料表を適用するというようにしている。

また年齢ごとの給料モデルについては、伊野町の職員数が最も多いので、伊野町の職員を給料モデルにして、給料の格差の調整措置を行うということで考えて

いる。なお、調整措置については、行政職は給料格差の無い1級と、補佐級、課長級の7級、8級を除く2級から6級までの職員を対象とすることで考えている。また、技能職については、主任の職が6級相当職ということになるので、6級を除く1級から5級までの職員を対象として調整を行うというように考えている。なお、採用前の前歴については、各町村において採用時に措置済みということなので、合併後の調整は行わないというふうに考えている。

次に、3の調整措置として、合併時の給料の決定については、まず行政職は合併前と同じ8級制の給料表を適用することから、合併前に受けていた給料月額を合併時の給料月額とする。同じ給料に位置付けをするということになる。また、技能職については、新たに6級制の給料表の導入にあたり、合併前に受けていた給料月額が、6級制の給料表の中にないという場合もあるので、その場合は、合併前の給料月額相当額に位置付けるというふうなことにさせていただいている。なお、特殊手当の中で月額により支給をするものについては、6級制の導入に伴って見直しを行うというふうに考えている。

次に、合併後の給料格差の調整については、給料がモデルより低い場合については、2号級を限度として、4年間以内で昇給短縮により調整をする。高い場合については昇給延伸により調整を行うとしている。調整の開始時期については、この調整の方法に従い、個々の職員の給料の調整に関して方針を立てていくという作業があるので、平成17年4月1日からを予定をしている。

議長：報告第25号について何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「合併に伴う給料の調整について」の報告を終了する旨宣告する。

議長：報告第24号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

別役総務班長：伊野町・吾北村・本川村合併協議会は、平成15年1月20日に設置し、第1回目の協議会を開催して以降、本日の協議会まで延べ18回の会議を重ねてきた。その結果、3町村の合併に関する協議及び新町建設計画の作成並びにその他の事務の一切が完了し、その役割を終了したことから、平成16年9月30日をもって、合併協議会を解散することとする。

なお、資料の方に記として記載させていただいているが、協議会予算の収支については、協議会規約第19条の規定に基づき、解散の日である9月30日をもって決算を行い、その時点での未収金、未払い金および不用額があった場合には、新町へ引き継ぐこととさせていただく。また、決算については、現在の法定協議会の監査委員さんに監査をお受けした後、速やかに決算・監査報告書を作成して、委員の皆さまには後日文書でご報告させていただくので、この点ご了承のほどよろしく願います。

議長：報告第24号について何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「伊野町・吾北村・本川村合併協議会の解散について」の報告を終了する旨宣告する。

議長：その他についてを議題にする旨宣告する。事務局からの説明を求める。

別役総務班長：１．開庁式実施（案）について、本庁舎については、現在の伊野町役場玄関前において、午前８時から、オープニングセレモニーとして伊野中学校吹奏楽部の生徒さんに演奏をお願いしている。その後、資料の方では順番が逆になっており申し訳ないが、８時１５分から新町町長職務執行者あいさつに引き続き、新町名の除幕式を行い、町長職務執行者、現伊野町長、現本川村長、現３町村議会議長の皆さまのお手により序幕をお願いしたいと考えている。また、総合支所については、吾北総合支所、本川総合支所の各玄関前において、８時１５分から総合支所開所式を開会し、新町町長職務執行者あいさつを総合支所長の代読により行った後、各総合支所の看板の除幕式を行う予定である。本庁、総合支所共に、除幕式の後、参列していただいた皆さまと一緒に紙風船をとばし、新町の門出をお祝いしたいと考えている。協議会の皆様方におかれては、朝早い時間で、またご多用中のこととは思うが、一緒に新町の門出をお祝いしていただきたくよろしく願います。

２．いの町誕生記念イベントについては、「いの町誕生記念！ほのほの王国もみじまつり＆里山フォーラム」と題して、資料にご案内のとおり開催する。このお祭りについては、現在吾北村の「ほのほの王国もみじまつり＆里山フォーラム実行委員会」の皆さんが中心となって、計画をたててくださっているが、吾北村の秋の恒例のイベントである「ほのほの王国もみじまつり」に、合併後最初のイベントと言うことで、「里山フォーラム」として、３地区の芸能文化等を取り入れながら、新町の自然や観光の現況、また新町の宝物である森林の大切さ、新町のこれからの課題などをテーマに、３地区の住民の方の参加もお願いしてのフォーラムを計画して下さっている。

また、今後については、来年の９月３０日までの間に、現在の３町村で行われている住民参加型のイベントに「いの町誕生！」の冠をつけての開催を各実行委員会さんなどをお願いをして、新町の一体感を図って行くよう考えているので、今後とも皆さま方のご理解ご協力をよろしく願います。

議長：その他について何か質問はないか問う。

北川一海：道路の電光掲示板によく掲示されているが、あれになぜこれを入れないのか問う。

議長：吾北、本川、伊野にもまた電光掲示板が少しあるが、そういったもの掲示する予定はあるか。

別役総務班長：合併イベントのことについてか確認する。

今、現在は、「１０月１日新町いの町誕生」という PR をらせていただいている。それ以降については、伊野土木の方をお願いをして、１１月１４日のイベントを PR していくようにする。

北川一海：聞き方が悪かったかもしれないが、１０月２日の花火大会を予定していると思うが、電光掲示板で PR しているのに、それをなぜ言わないかを聞いている。私は、これを大々的にいの町誕生の第１回目のイベントとして、なぜここで言わないかと言うのが私の質問である。

議長（会長）：１０月の２日は、私は居ないので何とも言えないが、合併協議会の長としてお答えをさせていただくと、１０月の２日の花火大会は、新町誕生といった記念になる行事であると考えているので、事務局の方にその話を申し付けておく。

岡林総務課長(伊野町): 実は、この花火大会は、8月の第1日曜日に開催を予定していたが、天候により中止になっていた行事で、この花火大会にはスポンサーがあり、町民祭ということで寄付をいただいている。それを合併の記念ということをつけたり寄付をされた方に非常に申し訳ないということで、冠をつけることはやめさせていただいている。10月2日に7時から花火大会があるので、協議会の委員さん是非ともご出席をいただきたいと思う。

長崎 謙: 県の隅田さんをはじめ、協議会の事務局の皆さんには、膨大な資料を前に第1回から18回の今日まで、大変ご苦労でした。敬意をはらいたいと思う。ありがとうございました。

なお、町長にお尋ねしたいが、新しい町の誕生を先ほど縷縷説明もあったが、吾北、本川は閉村式というのをやられているが、伊野町は、閉町式は計画していないのか。やはりけじめというものはつけなければいけないと思う。漢字の伊野町は、いのの歴史の中から消えていく。伊野の町歌も消えていく。その辺の町長の考え方をお聞かせ願いたいと思う。

議長: 伊野町長としてお答えさせていただく。言われるとおりこの合併は、当初から対等新設合併であるということを確認しあってきた。漢字がひらがなになるだけで、庁舎が変わらないからといった意味でいたらいけないと思う。何らかのかっこうで質素であっても町議会と執行部ぐらいでは、何か企画を試みたいと思っているので、貴重なご意見ありがとうございました。

議長: 他に質問はないか問う。

委員: なしの声

議長: なしと認め、これで会議を閉じたいと思う。前回は私の方からお願いをして最終には、10月1日からの職務執行者である現吾北村長の小松保喜氏に閉会の挨拶をお願いすると約束をしていたので、吾北村長よろしく願います。

小松保喜吾北村長: 前回からのご指名でもあったので、一言閉会のご挨拶を申し上げたいと思う。昨年1月20日に、このすこやかセンターの同じこの場所で協議会の第1回目を開催させていただいた。伊野町、吾北村、本川村の設立総会をここでやらせていただいたわけである。それ以降、今日で18回目を数えるに至りました。協議会委員の皆さん方には大変長い間、熱心な慎重なご審議をいただきましたことを心よりお礼を申し上げたいと思います。おかげさまでそれぞれ町の建設計画、並びにそれぞれの懸案の事項等もスムーズに協議が終わることができました。重ねてお礼を申し上げますとともに、高知県下でもトップでこの合併が見られるということにつきましてもお礼を申し上げたいと、このように思います。

また、今後におきましては、やはり3町村のそれぞれの分野の中から推薦もされ、そして代表となってここで協議会の委員さんとなっていただき協議をしたこの内容につきましても、今後尊重されていくべきものだろうと、このように考えております。そういう意味で今日までに、皆さん方で協議をされた内容の建設計画等をはじめ、その他の協議事項については、住民の皆さんとそして行政が今後一緒になって、これをもとに新しいまちづくりに頑張らなければならないと、このように思っている。今後とも協議会の委員の皆さんのご指導と、そしてまたご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

私事になって大変恐縮でございます。先ほど塩田会長さんからのご紹介もございました。10月1日から新町長が誕生するまでのほんのしばらくの間ではございますが、職務執行者という職務を勤めさせていただくことになりました。精一杯に、誠心誠意、新しい町がスムーズにスタートし、新町長に引継ぎができますよう努力してまいりたいと思いますので、今後ともの皆さん方のご指導とご協力のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。職務執行に当たりましては、皆さん方がこれまでに協議を重ねてきた内容等につきまして、十分に尊重した形で職務に専念をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、これまで本当に熱心にご協議いただき、ご苦勞いただきました協議会の委員の皆さん方、心よりあらためてお礼を申し上げますとともに、私はこの事務局は、高知県でも1番じゃなかろうか、このように思って今までつき合わせていただきました。本当に膨大な資料を構えて今日まで事務局を勤めていただきました事務局職員の皆さんに心よりお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもお疲れ様でございました。

川村 茂：合併イベントのことが出ているが、本川では11月14日の夜から重要無形文化財の本川神楽が各神社で執り行われるので、私はこの場には欠席である。本川村大森から長沢、越裏門、寺川、それぞれ各地区での重要無形文化財の夜神楽が開催されることになっているので、合わせて皆さん時間があればそれぞれおいでいただいたらよろしいかと思うので、お願い申し上げ宣伝をさせていただきます。

議長：他にないか問う。

委員：なしの声

議長：ないようなので、伊野町・吾北村・本川村合併協議会の全ての協議を終了する。
お疲れ様でした。

【5 閉 会 午後4時44分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員